

○豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和49年10月15日

規則第26号

改正 昭和49年12月27日規則第38号  
昭和50年9月5日規則第59号  
昭和51年8月10日規則第49号  
昭和52年9月20日規則第30号  
昭和53年7月29日規則第40号  
昭和54年7月30日規則第34号  
昭和55年7月31日規則第38号  
昭和56年7月30日規則第29号  
昭和57年8月4日規則第46号  
昭和58年7月26日規則第26号  
昭和59年7月31日規則第31号  
昭和60年3月30日規則第25号  
昭和60年8月16日規則第37号  
昭和61年8月27日規則第58号  
昭和62年7月28日規則第39号  
昭和63年8月2日規則第50号  
平成元年8月2日規則第57号  
平成2年7月31日規則第37号  
平成3年2月26日規則第2号  
平成3年9月3日規則第44号  
平成4年3月30日規則第21号  
平成4年10月6日規則第70号  
平成5年7月30日規則第37号  
平成6年9月28日規則第35号  
平成7年8月29日規則第38号  
平成8年7月31日規則第64号  
平成9年3月31日規則第19号  
平成9年7月1日規則第56号

平成9年7月31日規則第61号  
平成10年7月17日規則第49号  
平成11年3月31日規則第28号  
平成11年8月25日規則第63号  
平成12年7月31日規則第101号  
平成13年7月31日規則第61号  
平成14年7月26日規則第54号  
平成16年2月16日規則第4号  
平成16年3月8日規則第7号  
平成17年3月31日規則第71号  
平成18年9月14日規則第66号  
平成19年3月29日規則第54号  
平成22年5月13日規則第40号  
平成24年7月26日規則第54号  
平成25年3月19日規則第17号  
平成28年1月20日規則第1号  
平成28年3月31日規則第84号  
平成28年12月28日規則第145号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区心身障害者福祉手当条例（昭和49年豊島区条例第28号。以下「条例」という。）第2条、第7条、第11条及び第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平12規則101・一部改正)

(条例第2条第1項ただし書の規則で定める者)

第2条 条例第2条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 65歳に達する日の前日において、条例第2条第1項に定める程度の障害を有することが明らかな者で、豊島区の区域内に住所を有していなかったもの
- (2) 65歳に達する日の前日において条例第2条第2項第1号又は第4号の規定に該当した者
- (3) 豊島区高齢者福祉手当条例（昭和47年豊島区条例第12号）に基づく高齢者福祉手当

を受給しなくなった者

- (4) 前3号に掲げる者のほか、65歳に達する日の前日においてやむを得ない事由により申請を行わなかったと区長が認める者

(平12規則101・全改、平22規則40・一部改正)

(所得の額)

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき630,000円）を加算して得た額

(平24規則54・全改)

(所得の範囲)

第4条 条例第2条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平9規則19・旧第3条繰下、平12規則101・一部改正)

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第2条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9

項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第2条第1項に規定する者に係る同条第2項第1号に規定する配偶者又は同号に規定する扶養義務者の所得にあつては、その合計額から8万円を控除した額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた条例第2条第1項に規定する者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額若しくは配偶者特別控除額又は社会保険料控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例第2条第1項に規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該寡婦が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（昭50規則59・昭51規則49・昭53規則40・昭60規則37・昭63規則50・平元規則57・平2規則37・平6規則35・一部改正、平9規則19・旧第4条繰下、平9規則61・平11規則63・平12規則101・平14規則54・平16規則4・平18規則66・平19規則54・平28規則145・一部改正）

（条例第2条第2項第4号の規則で定める施設）

第6条 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又

は社会福祉法人の設置する施設

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (5) 前各号に掲げるものの他、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの

（平12規則101・追加、平16規則4・平18規則66・平24規則54・平25規則17・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第7条 条例第4条の規定による受給資格及び心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の額についての認定の申請（以下「申請」という。）は、心身障害者福祉手当認定申請書（別記第1号様式）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行われなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 条例第2条第1項に定める程度の障害を有する者であることを証する書類
- (3) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類

（平12規則101・旧第6条繰下）

（認定及び非該当の通知）

第8条 区長は、申請を受理したときは、条例第2条第1項及び同条第2項に定める支給要件及び条例別表に定める支給区分に該当しているか否かを調査し、受給資格及び手当額の認定をしたときは、心身障害者福祉手当認定通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知する。

（平12規則101・旧第7条繰下・一部改正）

（支払時期の特例）

第9条 条例第7条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者（以下

「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等、区長が特に必要と認める事由があるとき。

(平12規則101・旧第8条繰下)

(手当額の改定)

第10条 手当額の増額の申請は、心身障害者福祉手当増額申請書(別記第4号様式)に、次の各号に掲げる書類のうち当該増額事由が生じたことを証するに必要な書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例別表第1号に定める程度の障害を有する者であることを証する書類
- (2) 前年の所得(1月から7月までに行う申請については、前前年の所得)の状況を証する書類
- (3) 施設を退所したことを証する書類

2 区長は、手当額の改定の認定をしたときは、心身障害者福祉手当改定通知書(別記第5号様式)により、増額申請者又は減額すべき受給者に通知する。

(平12規則101・旧第9条繰下)

(受給資格消滅の通知)

第11条 区長は、条例第9条の規定により受給資格が消滅したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書(別記第6号様式)により当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(平12規則101・旧第10条繰下)

(未支払手当)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払ってなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

(平12規則101・旧第11条繰下)

(手当の返還請求)

第13条 条例第10条の規定による手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書(別記第7号様式)により手当を返還すべき者に通知して行う。

(平12規則101・旧第12条繰下)

(届出)

第14条 条例第11条の規定による届出は、心身障害者福祉手当受給者異動届（別記第8号様式）により行わなければならない。

2 条例第11条第1項第4号に規定する規則で定める事項とは、次の各号に定める事項とする。

- (1) 受給者の氏名の変更
- (2) その他区長が特に必要があると認めた事項

（平12規則101・旧第13条繰下）

（現況届）

第15条 受給者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受給者現況届（別記第9号様式）を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（平12規則101・旧第14条繰下）

（公簿等の確認）

第16条 区長は、この規則に定める申請書又は届書の添付書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（平12規則101・旧第15条繰下）

（台帳登載）

第17条 区長は、心身障害者福祉手当受給者台帳（別記第10号様式）を備え、第7条第1項の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

（平12規則101・旧第16条繰下）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（平22規則40・旧附則・一部改正）

2 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）において、年齢が65歳未満である者（同年7月31日までに65歳に達する者に限る。）であって、かつ、条例第2条第1項第2号に規定する障害者（同号に該当する者のうち、肝臓機能障害を有する者に限る。）となった日が適用日であるものは、同項ただし書の規定にかかわらず、同項に掲げる要件に該当する者とする。ただし、同年7月31日までの間に条例の定めるところにより認定申請を行わなかった者は、この限りでない。

（平22規則40・追加）

附 則（昭和49年12月27日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年9月5日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

附 則（昭和51年8月10日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則（昭和52年9月20日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年8月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月29日規則第40号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月30日規則第34号）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月31日規則第38号）

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月30日規則第29号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和57年8月4日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、昭和57年8月1日から適用する。

附 則（昭和58年7月26日規則第26号）

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月31日規則第31号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年8月16日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条第2項の規定は、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（昭和61年8月27日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月28日規則第39号）



この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月2日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年8月1日から適用する。

附 則（平成元年8月2日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、平成元年8月1日から適用する。

附 則（平成2年7月31日規則第37号）

- 1 この規則は、平成2年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成3年2月26日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前になされた手続その他の行為は、この規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則によってなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成3年9月3日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成3年8月1日から適用する。

附 則（平成4年3月30日規則第21号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年10月6日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成4年8月1日から適用する。

附 則（平成5年7月30日規則第37号）

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則（平成6年9月28日規則第35号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条第1項の規定は、平成6年8月1日から適用する。
- 2 平成6年7月までの月分の心身障害者福祉手当の支給に係るこの規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則第4条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した

同法第313条第1項に規定する総所得金額) 」とする。

附 則 (平成7年8月29日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成7年8月1日から適用する。

附 則 (平成8年7月31日規則第64号)

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第19号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月1日規則第56号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の様式の内紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成9年7月31日規則第61号)

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則 (平成10年7月17日規則第49号)

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第28号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年8月25日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成11年8月1日から適用する。

附 則 (平成12年7月31日規則第101号)

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月31日規則第61号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月26日規則第54号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月16日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月8日規則第7号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第71号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月14日規則第66号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から、第5条第1項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第2項の規定は、平成18年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月29日規則第54号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月13日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則第2条第4号及び附則第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月26日規則第54号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月20日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の様式の用紙については、残品の存する限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第84号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第145号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の改正後の豊島区心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第1項の規定は、平成30年8月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月

分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

別記第1号様式(第7条関係)

豊島区心身障害者福祉手当認定申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

豊島区長

申請者(本人・代理人)氏名 \_\_\_\_\_ 続柄( )

電話番号 \_\_\_\_\_ ( )

心身障害者福祉手当の受給資格の認定を申請します。

ふりがな 氏名											生年 月日	大正 昭和 平成	年	月	日
個人 番号															
現住所	豊島区														
障害 状態	身体障害手帳	番号	都府県		道	号	等級	種 級		障害 名	1. 脳性マヒ 2. 進行性筋萎縮症 3. その他				
	愛の手帳	番号				等級	度								

(本人が20歳未満の場合は、配偶者または扶養義務者で本人の生計を維持している方を記入してください。)

配偶者・扶養 義務者 氏名											個人番号										
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

豊島区心身障害者福祉手当は、下記の口座にお振込みください。

金融機関名	金融機関番号			支店番号		
				銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	
口座番号	普通預金・当座預金					
口座名義人氏名 (本人)	(カタカナ)					

本人または配偶者・扶養義務者の税務情報を調査することに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

以下記入不要です。

申請事由 開始月	1、手帳新規取得( 月 日申請) 2、未申請(当月から) 3、都内転入( 区・市から 月分まで支給)(転入から3か月以内であれば前住所地の 最終支給月の翌月) 4、都外転入( 年 月 日) 5、その他				
居住状況	自宅(有料老人H含む)・障害者支援施設・養護老人H・特別養護老人H・軽費老人H・救護施設・その他				
他手当 受給状況	未受給 ・ 難病患者福祉手当 ・ 障害手当(児童育成手当)				
所得状況	本人 扶養義務者	前年の所得	扶養人数	控除額(社・医・小等)	控除後の所得
受給者番号			支給開始月	年 月	

受付	
----	--

別記第2号様式(第8条第1項関係)

第 号  
年 月 日

心身障害者福祉手当認定通知書

様

豊島区長 氏 名 印

年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認 定 番 号	第 号		
支 給 月 額	円		
支 給 開 始 の 年 月	年 月		
支 払 時 期	期 別	期 間	支払月
	第1期	12月分から3月分まで	4月
	第2期	4月分から7月分まで	8月
	第3期	8月分から11月分まで	12月

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(裏)

(注)

1 手当額の増額

月額 円を受給している方が、次の各要件に該当するようになったとき、月額が 円に増額されますので、申請をしてください。

- ① 知的障害の程度が中度以上又は身体障害の程度が2級以上であること。  
(脳性まひ又は進行性筋萎縮症の場合は程度は問いません。)
- ② 年齢が20歳以上であること。

2 手当額の減額

月額 円を受給している方が次の1つに該当したとき、月額が 円に減額されますので、すみやかに届出てください。

- ① 知的障害の程度が軽度又は身体障害の程度が3級になったとき。

3 資格の消滅

次の場合は手当を受けることができませんので届出てください。

- ① 本区の住民でなくなったとき。
- ② 知的障害の程度が軽度以上又は身体障害の程度が3級以上でなくなったとき。
- ③ 障害手当(児童育成手当)を受給したとき。
- ④ 規則で定める施設に入所したとき。
- ⑤ 受給者が死亡したとき(同居の親族の方が届出てください。)

4 その他の届け出

受給者の氏名又は住所が変わったとき、すみやかに届出てください。

5 手当の返還

手当を不正に受けたときは、手当を返還していただきます。

別記第3号様式(第8条第2項関係)

第 号  
年 月 日

心身障害者福祉手当非該当通知書

様

豊島区長 氏 名 印

年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記の理由で受給資格に該当しないので通知します。

記

該当しない理由	
---------	--

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記第4号様式(第10条第1項関係)

心身障害者福祉手当増額申請書

年 月 日

豊島区長

申請者(本人・代理人)  
氏名

電話( )

下記のとおり心身障害者福祉手当の額の増額を申請します。

記

受給者氏名											認定番号	第 号				
個人番号																
増額理由	1 身体障害の程度が2級以上となった。( )級 2 知的障害の程度が中度以上となった。( )度 3 その他( )															
所得計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	配偶者特別控除	小規模企業共済等掛金控除	社会保険料控除	障害者除	老、寡、扶、養親族等の人数	控除後の所得							
	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	円 ※	うち老人扶養親族人		円 ※	

- 記入上の注意
  - 増額理由は、該当する番号を○で囲んでください。
  - ※欄は、記入の必要ありません。
- 添付書類
  - 増額理由の1に該当する場合「身体障害者手帳」
  - 増額理由の2に該当する場合「愛の手帳」

別記第5号様式(第10条第2項関係)

第 号  
年 月 日

心身障害者福祉手当額改定通知書

様

豊島区長 氏 名 印

下記のとおり、心身障害者福祉手当の額を改定しましたので、通知します。

記

支 給 月 額	円
改 定 年 月	年 月 分から
改 定 理 由	

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第6号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書

様

豊島区長 氏 名 印

あなたは、下記の理由で心身障害者福祉手当の受給資格が消滅しましたので、通知します。

記

認 定 番 号	第 号
資 格 消 滅 年 月 日	年 月 日
消 滅 理 由	

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第7号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

心身障害者福祉手当返還請求書

様

豊島区長 氏 名 印

あなたがすでに受給した心身障害者福祉手当については、下記の理由により返還してください。

記

認 定 番 号	第 号
請 求 金 額	円
請 求 金 額 の 内 訳	年 月分から 年 月分まで
返 還 理 由	

- 1 この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に豊島区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第8号様式(第14条関係)

心身障害者福祉手当受給者異動届

年 月 日

豊島区長

住 所  
電話( )  
氏 名

下記のとおり心身障害者福祉手当の〔申請の内容が変更になった〕  
〔受給資格が消滅した〕ので届出ます。

記

ふりがな 受給者氏名											認定番号	第 号	
個人番号													
異 動 事 由	1 住 所										変 更 前	変 更 後	
	2 氏 名												
	3 その他( )												
	4 手当額の減額	1 身体障害の程度が3級になった。 2 知的障害の程度が軽度になった。											
	5 受給資格の消滅	1 本区の住民でなくなった。 2 身体障害の程度が3級以上でなくなった。 3 知的障害の程度が軽度以上でなくなった。 4 障害手当を受給した。 5 規則で定める施設に入所した。 6 辞退する。 7 死亡した。 8 その他( )											
異動事由が発生した日	年 月 日												

該当する番号を○で囲んで下さい。

心身障害者福祉手当受給者現況届

豊島区長

受給者氏名  
電 話 ( )

心身障害者福祉手当の受給資格の現況届をいたします。

ふりがな								生年月日		明治 大正 昭和 平成		年 月 日生 ( 歳)	
氏名													
個人番号													
現住所								就 業		有		無	
扶養義務者・配偶者 氏名 ※1								個人番号					
障害 状 況	身体障害者手帳	番号	都 道 府 市 号				等級	種 級	障害名	1 脳性麻痺 2 進行性筋萎縮症 3 その他			
	愛の手帳	番号					程 度	度					
そ の 他	障害手当		他の区市町村の手当受給の有無				施設入所の有無						
	1、受けている 2、受けていない		1、受けていた 2、受けていない				1、入所している 施設名 2、入所していない						
所 得 計 算	前年所得	雑損控除	医 療 費 控除	配 偶 者 特 別 控 除	小規模企業 共済等掛金 控除	社会保険料 控除	障害者控除	寡、勤控除	扶 養 親 族 等 の 数	控除後の所得			
	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	円 ※2	人 ※2	円 ※2		
						障 障		障 障		(うち老人扶 養親族 人)			

※1欄は本人が20歳未満の場合ご記入ください。

※2欄は記入の必要ありません。

別記第10号様式(第17条関係)

心身障害者福祉手当受給者台帳

ふりがな氏名					生年月日	明治 大正 昭和 平成				年	月	日生 (歳)
現住所					就業	有 無						
障害の状況	身体障害者手帳番号	都道府市			号	等級	種級	障害名	1 脳性マヒ			
	愛の手帳番号				号	程度	度		2 進行性筋萎縮症 3 その他			
その他	高齢者福祉手当		障害手当		他の区市町村で同種の手当受給の有無			施設入所の有無				
	1 受けている 2 受けていない	1 受けている 2 受けていない	1 受けていた 2 受けていない		区市町村			1 入所している 施設名 2 入所していない				
所得計算	前年所得	雑損控除	医療費控除	配偶者特別控除	小規模企業共済等掛金控除	社会保険料控除	障害者除	寡、勤控除	扶養親族数	控除後の所得		
	円	円	円	円	円	円	円 障 特障	円	人 〔うち老人 扶養親族 人〕	円		

認定年月日	年 月 日	認定番号	号	支給開始年月日	年 月				
手当額改定年月日	年 月 日	増額減額の別	増額・減額	増額又は減額事由					
資格消滅年月日	年 月 日	消滅事由							
支払方法	金融機関名		振込口座番号	種別	普通当座 年 月 日から				
	金融機関名		振込口座番号	種別	普通当座 年 月 日から				
年 度	支 給 月 額	支 給 期 月			年 度	支 給 月 額	支 給 期 月		
		1 期 (4月)	2 期 (8月)	3 期 (12月)			1 期 (4月)	2 期 (8月)	3 期 (12月)
年度					年度				
年度					年度				
年度					年度				
年度					年度				
年度					年度				
年度					年度				
年度					年度				



別記第1号様式（第7条関係）

（平28規則1・全改）

別記第2号様式（第8条第1項関係）

（平28規則84・全改）

別記第3号様式（第8条第2項関係）

（平28規則84・全改）

別記第4号様式（第10条第1項関係）

（平28規則1・全改）

別記第5号様式（第10条第2項関係）

（平28規則84・全改）

別記第6号様式（第11条関係）

（平28規則84・全改）

別記第7号様式（第13条関係）

（平28規則84・全改）

別記第8号様式（第14条関係）

（平28規則1・全改）

別記第9号様式（第15条関係）

（平28規則1・全改）

別記第10号様式（第17条関係）

（昭52規則30・昭63規則50・平2規則37・平4規則21・平12規則101・平16規則  
7・平19規則54・一部改正）